

（尾灯）

第246条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。）及び5.2.（種別R1、R2及びMRに係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の規則5.2.の規定にかかわらず、最小光度最大光度は、協定規則第148号補足の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。ただし、座席の地上面からの高さが500mm未満の原動機付自転車（次の各号に掲げるものを除く。）にあつては、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.12.4.2の規定中「地面上350mm」とあるのは、「地面上1,000mm」と読み替えるものとする。

- 一 またがり式の座席を有する原動機付自転車
- 二 二輪の原動機付自転車